平成２６年（フ）第２７６号
岐阜市柳津町丸野４丁目74番地　ピュアタウン91―107号室、住民票上の住所岐阜県大垣市釜笛１丁目33番地１
破産者　毛利　繁俊
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３３６号
岐阜県瑞穂市別府411番地の11
破産者　株式会社主婦の店穂積店
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２６５号
名古屋市中村区太閤２丁目５番８号
破産者　株式会社野村商店
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０号
高知県吾川郡いの町枝川４番地１
破産者　伊藤　昭幸
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５７号
石川県加賀市別所町漆器団地14番地の６
破産者　有限会社山幸
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３０１号
静岡県浜松市中区高丘東１丁目６番65号
破産者　有限会社オートミュズィアム
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０号
富山県魚津市大海寺野273番地　キャトル・セゾンＡ―105
破産者　宮崎　雄大
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第４４４号
浜松市中区和合北４丁目31番33号
破産者　平塚　哲夫
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６７６号
神戸市中央区籠池通３丁目１番23―102号、従前の住所兵庫県篠山市今田町今田３番地127
破産者　田中　　章
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
広島県廿日市市佐方646番地１
破産者　高村　潤秀
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
広島県廿日市市宮園５丁目11番地９
破産者　濱本　和宣
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
秋田県山本郡八峰町八森字岩館向台118番地、開始決定時の住所秋田県北秋田市綴子字田中45番地５
破産者　日景　勝徳
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３９号
山形県米沢市花沢町１丁目２番11―14号
破産者　星野　　統
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第７７号
石川県加賀市別所町３丁目77番地の２
破産者　岩橋　　潔
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３０２号
静岡県浜松市中区高丘東５丁目26番52号
破産者　菅沼　善次
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野248番地、住民票上の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷12669番地
破産者　永井　芙美
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第４号
奈良県吉野郡大淀町大字北野34番地の７
破産者　勝野製材こと　勝野　武久
1　破産債権の届出期間　平成27年８月３日まで
2　一般調査期日　平成27年９月24日午前10時
平成27年７月１日　奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１３４号
広島市佐伯区五日市中央１丁目３番25―304号
破産者　築地　一憲
1　破産債権の届出期間　平成27年８月３日まで
2　一般調査期日　平成27年９月１日午前10時
平成27年７月２日
広島地方裁判所民事第４部